

瀬戸市告示第96号

平成28年瀬戸市告示第42号（瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 <省略>	1 <省略>
2 法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「改正省令」という。）附則第2項又は第6項の規定により改正省令による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経	2 法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（法の施行の際現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級4又は5）が表示されているものに限る。）の写し

経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号が適用される建築物であつて、改正省令の施行の日以後にする法第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、同告示に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5又は6)が表示されているものに限る。)の写し

(2) <省略>

(2) <省略>